

2-7 知的財産

分子科学研究所では、特許出願、特許権の帰属等に関する実質的な審議を行うため、知的財産委員会を設けている。委員会は、概ね各領域から教員1名、国際研究協力課長、財務課長に加えて、外部委員1名から構成されている。この分子科学研究所知的財産委員会での議決を機構知的財産委員会に諮り、機構として特許出願等を行うことになる。法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり、独創的な技術や物質開発に対する権利が相応に保証されるシステムが確立してきたことと知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたこともあって、研究所に於ける特許申請件数は増加の傾向にあったが、このところ横ばい状態にある。内容は、基礎研究から生まれた新しい有機・無機材料（触媒、炭素系ナノ構造体、レーザー用セラミックなど）の創成、バイオセンサーの開発、原子分子ビームの運動量測定法開発など多岐にわたっている。この中には、企業との共同出願も含まれている。これらを基にした企業との共同研究も盛んであり、基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。平成19年度の発明件数は、個人有としたもの1件、機構有としたもの6件（実出願6件）、20年度は、個人有0件、機構有6件（実出願4件）であった（20年12月18日現在）。